

2022年2月25日  
LINE証券株式会社

## LINE証券取引約款等の改訂について

各種サービスの口座開設要条件の明確化等に伴い、LINE証券取引約款、店頭外国為替証拠金取引約款、LINE CFD取引約款、特定口座に係る上場株式等保管委託、上場株式等信用取引等および上場株式配当等受領委任に関する約款（特定口座約款）、特定管理口座約款、信用取引約款の改訂を行います。

### 記

#### 1.改訂日

2022年3月23日

#### 2.改訂内容

2022年3月23日をもって、以下の通り約款等の変更を行います。

##### (1) 口座開設条件の明確化

LINE証券、LINE FX、LINE CFDをご利用いただく際の口座開設条件を明確化いたします。

##### (2) 信用取引及び店頭外国為替証拠金取引の利用制限の変更

当社が年齢によりお取引を制限する場合において、その上限年齢を変更いたします。

##### (3) その他

その他、軽微な修正を行います。

#### 3. ご留意事項

開始時期は予定であり、前後する場合があります。

#### 4.対象書面

- LINE証券取引約款
- 特定口座に係る上場株式等保管委託、上場株式等信用取引等および上場株式配当等受領委任に関する約款（特定口座約款）
- 特定管理口座約款
- LINE CFD取引約款
- 信用取引約款
- 店頭外国為替証拠金取引約款

書面の変更についての詳細につきましては、次ページ以降の新旧対照表、および新規追加書面をご参照ください。

改定後の書面は、改訂日以降、ご利用ガイドよりご覧ください。

以上

旧	新
<p>第1章 基本約款</p> <p>第1節 総則</p> <p>第1条～第3条（現行どおり）</p> <p>第2節 契約締結の条件等</p> <p>第4条～第6条（現行どおり）</p> <p>第7条（証券取引口座の開設等）</p> <p>1. お客様は、当社のサービスを利用する場合には、当社の定める方法で証券取引口座の開設に係る契約の締結を申込むものとします。なお、申込みに際しては次の各号の条件をすべて満たしている必要があります。</p> <p>①（現行どおり）</p> <p>② 日本国内で利用可能なLINEアカウント（本条第6項および第7項の要件を満たすものに限り）をお持ちであること</p> <p>③～⑨（現行どおり）</p> <p>2. ～7.（現行どおり）</p> <p>第8条～第10条（現行どおり）</p> <p>第11条（取引の制限）</p> <p>1. <u>相続等その目的において当社との契約締結が必要な場合であって、本章15条1項各号のいずれかに該当する場合、本章7条から前条までの規定にかかわらず、当社は、その目的に応じて合理的な範囲で取引を制限することがあります。</u></p> <p>2. <u>前項の場合において、締結された契約は、その目的が終了したとき、解約されるものとします。</u></p> <p>3. 次の各号に該当する場合、当社は、その目的に応じて取引を制限することがあります。また、該当しなくなった場合には制限が解除されるものとします。</p> <p>① 非居住となったとき</p> <p>② 制限行為能力者となったとき</p>	<p>第1章 基本約款</p> <p>第1節 総則</p> <p>第1条～第3条（現行どおり）</p> <p>第2節 契約締結の条件等</p> <p>第4条～第6条（現行どおり）</p> <p>第7条（証券取引口座の開設等）</p> <p>1. お客様は、当社のサービスを利用する場合には、当社の定める方法で証券取引口座の開設に係る契約の締結を申込むものとします。なお、申込みに際しては次の各号の条件をすべて満たしている必要があります。</p> <p>①（現行どおり）</p> <p>② 日本国内で利用可能なLINEアカウント（本条第6項および第7項の要件を満たすものに限り）をお持ちであって、<u>LINEアプリが利用できること</u></p> <p>③～⑨（現行どおり）</p> <p>2. ～7.（現行どおり）</p> <p>第8条～第10条（現行どおり）</p> <p>第11条（取引の制限）</p> <p>1. <u>当社は、お客様の国籍または居住地等により、お客様が利用できるサービスまたは取引を一部制限することがあります。</u></p> <p>2. <u>お客様が次の各号に該当する場合、当社は、その目的に応じて取引を制限することがあります。また、該当しなくなった場合には当社は取引の制限を解除することができるものとします。</u></p> <p>① 非居住となったとき</p> <p>② 制限行為能力者となったとき</p>

<p>③ 本章4条2項に基づき当社がお客様に情報提供を求めた場合、当社が必要と認める情報提供をお客様が十分に行わないとき</p> <p><u>4. 当社は、お客様の国籍または居住地等により、お客様が利用できるサービスまたは取引を一部制限することがあります。</u></p> <p>第3節 変更・喪失 第12条～第14条（現行どおり） 第4節 解約</p> <p>第15条（解約事由） 1. 次のいずれかに該当したときは、この約款による契約はすべて解約されます。 ①～⑬（現行どおり） ⑭ 本章7条1項各号に定める条件に合致しなくなったとき、または当初から満たしていなかったことが判明したとき（ただし、口座開設後に70歳に達したときを除きます。） ⑮～⑯（現行どおり） ⑰ 本章11条3項③に基づき取引の制限を行った場合において、お客様からの合理的な説明や当該措置の解消に向けた対応を頂けないまま、相当の期間が経過したとき</p>	<p>③ 本章4条2項に基づき当社がお客様に情報提供を求めた場合、当社が必要と認める情報提供をお客様が十分に行わないとき</p> <p><u>④ 本章7条1項各号に定める条件に合致しなくなったとき、または当該条件を当初から満たしていなかったことが判明したとき（ただし、お客様の年齢が口座開設後に70歳に達したときは除きます。）</u></p> <p><u>3. 相続等その目的において当社との契約締結が必要な場合であって、本章15条1項各号のいずれかに該当する場合、本章7条から前条までの規定にかかわらず、当社は、その目的に応じて合理的な範囲で取引を制限することがあります。</u></p> <p><u>4. 前項の場合において、締結された契約は、その目的が終了したとき、解約されるものとします。</u></p> <p>第3節 変更・喪失 第12条～第14条（現行どおり） 第4節 解約</p> <p>第15条（解約事由） 1. 次のいずれかに該当したときは、この約款による契約はすべて解約されます。 ①～⑬（現行どおり） ⑭ 本章7条1項各号に定める条件に合致しなくなったとき、または当初から満たしていなかったことが判明したときであって、当社が解約を申し出たとき（ただし、お客様の年齢が口座開設後に70歳に達したときを除きます。） ⑮～⑯（現行どおり） ⑰ 本章11条2項③に基づき取引の制限を行った場合において、お客様からの合理的な説明や当該措置の解消に向けた対応を頂けないまま、相当の期間が経過したとき ⑱ <u>お客様が、通常の取引の合理的範囲を超える過大なアクセス、または当社の認めていない取引ツール、プログラム、ソフトウェア等の使用により、インターネットサービスのサーバやネットワークシステムに支障を与える行為、インターネットサービスの脆</u></p>
--	---

<p>⑱（現行どおり） 2.（現行どおり）</p> <p>第16条（現行どおり） 第5節 注文の受託および執行 第17条～第25条（現行どおり） 第6節 報告・連絡 第26条～第29条（現行どおり）</p> <p>第30条（お知らせの利用による通知への承諾） 1. 当社は、お客様への個別の連絡については、原則としてお知らせにメッセージを掲載する方法またはメッセージを通知することにより行います。</p> <p>2. お客様は、メッセージの掲載の有無およびその内容について、適宜確認を行うものとします。</p> <p>第7節 その他の通則 第31条～第42条（現行どおり）</p> <p>第2章 保護預り・振替決済口座約款 第1条～第15条（現行どおり）</p> <p>第3章 投資信託の累積投資に係る約款 第1条～第5条（現行どおり）</p> <p>第4章 外国証券取引口座約款 第1条～第11条（現行どおり）</p> <p>第5章 投信積立約款 第1条～第9条（現行どおり）</p>	<p><u>弱性や不具合を意図的に利用する行為、その他当社によるインターネットサービスの運営または他のお客様によるインターネットサービスの利用を妨害し、これらに支障を与えると当社が合理的に判断した行為を行ったとき</u></p> <p>⑲（現行どおり） 2.（現行どおり）</p> <p>第16条（現行どおり） 第5節 注文の受託および執行 第17条～第25条（現行どおり） 第6節 報告・連絡 第26条～第29条（現行どおり）</p> <p>第30条（お知らせの利用による通知への承諾） 1. 当社は、お客様への個別の連絡については、原則としてお知らせにメッセージを掲載する方法またはメッセージを通知することにより行います。<u>なお、お客様は、LINEアプリが利用できない場合は、当社からの連絡事項を確認できない場合があることをあらかじめ承諾するものとします。</u></p> <p>2. お客様は、メッセージの掲載・通知の有無およびその内容について、適宜確認を行うものとします。</p> <p>第7節 その他の通則 第31条～第42条（現行どおり）</p> <p>第2章 保護預り・振替決済口座約款 第1条～第15条（現行どおり）</p> <p>第3章 投資信託の累積投資に係る約款 第1条～第5条（現行どおり）</p> <p>第4章 外国証券取引口座約款 第1条～第11条（現行どおり）</p> <p>第5章 投信積立約款 第1条～第9条（現行どおり）</p>
---	--

<p>第10条（解約事由）</p> <p>基本約款第16条に定める場合のほか、次の各号のいずれかに該当した場合、投信積立契約は解約されるものとします。</p> <p>1. ～7. （現行どおり）</p> <p>第11条（現行どおり）</p>	<p>第10条（解約事由）</p> <p>基本約款第15条に定める場合のほか、次の各号のいずれかに該当した場合、投信積立契約は解約されるものとします。</p> <p>1. ～7. （現行どおり）</p> <p>第11条（現行どおり）</p>
--	--

特定口座に係る上場株式等保管委託、上場株式等信用取引等  
および上場株式配当等受領委任に関する約款（特定口座約款）

※改正箇所は下線

旧	新
<p>第1条～第15条（現行どおり）</p> <p>第16条（解約事由） 次のいずれかに該当したときは、この約款による管理に係る契約は解約され、当該解約に伴い、お客様の特定口座は廃止されます。</p> <p>①～③（現行どおり）</p> <p>④ お客様が、「LINE 証券取引約款」1章16条（解約事由）1項⑧乃至⑩に定める事由に該当することを理由として、当社が解約を申し出たとき</p> <p>⑤（現行どおり）</p> <p>（以降、現行どおり）</p>	<p>第1条～第15条（現行どおり）</p> <p>第16条（解約事由） 次のいずれかに該当したときは、この約款による管理に係る契約は解約され、当該解約に伴い、お客様の特定口座は廃止されます。</p> <p>①～③（現行どおり）</p> <p>④ お客様が、「LINE 証券取引約款」1章<u>15</u>条（解約事由）1項⑧乃至⑩に定める事由に該当することを理由として、当社が解約を申し出たとき</p> <p>⑤（現行どおり）</p> <p>（以降、現行どおり）</p>

特定管理口座約款

※改正箇所は下線

旧	新
<p>第1条～第6条（現行どおり）</p> <p>第7条（解約事由）</p> <p>1. 次のいずれかに該当したときは、この約款による管理に係る契約は解約され、当該解約に伴い、お客様の特定管理口座は廃止されます。</p> <p>①～③（現行どおり）</p> <p>④ お客様が、「LINE証券取引約款」1章<u>16</u>条（解約事由）1項⑧乃至⑩に定める事由に該当することを理由として、当社が解約を申し出たとき</p> <p>⑤ お客様がこの約款の改定に同意されないとき</p> <p>2. （現行どおり）</p> <p>（以降、現行どおり）</p>	<p>第1条～第6条（現行どおり）</p> <p>第7条（解約事由）</p> <p>1. 次のいずれかに該当したときは、この約款による管理に係る契約は解約され、当該解約に伴い、お客様の特定管理口座は廃止されます。</p> <p>①～③（現行どおり）</p> <p>④ お客様が、「LINE証券取引約款」1章<u>15</u>条（解約事由）1項⑧乃至⑩に定める事由に該当することを理由として、当社が解約を申し出たとき</p> <p>⑤ お客様がこの約款の改定に同意されないとき</p> <p>2. （現行どおり）</p> <p>（以降、現行どおり）</p>

LINE CFD 取引約款

※改正箇所は下線

旧	新
<p>第1条～第5条（現行どおり）</p> <p>第6条（CFD口座の開設）</p> <p>1. お客様は、次の各号に定める基準のすべてを満たす場合にのみ、CFD口座の開設申込みができるものとしてします。</p> <p>(1)～(3)（現行どおり）</p> <p>(4) 日本国内で利用可能なLINEアカウント（本条第4項および第5項の要件を満たすものに限り）をもちであること</p> <p>(5)～(17)（現行どおり）</p> <p>2. ～6.（現行どおり）</p> <p>第7条～第8条（現行どおり）</p> <p>第9条（通知）</p> <p>1. 本サービスおよび本取引にかかるお客様への個別の通知については、原則としてお客様のLINEアカウントへのメッセージ送信による方法、またはCFDサイト等にお知らせを掲載する方法により行います。ただし、場合によっては、電話、電子メール、郵送等の手段でも通知を行うことがあります。</p> <p>2. お客様は、メッセージの受信またはお知らせの掲載の有無およびその内容について、適宜確認を行うものとしてします。</p> <p>3. お客様の届け出た住所宛に、当社により郵送等になされた本サービスに関する諸通知が、転居、不在その他お客様の責めに帰すべき事由により延着し、または到着しなかった場合においては、通常到着すべきときに到着したものとみなします。</p> <p>第10条～第19条（現行どおり）</p>	<p>第1条～第3条（現行どおり）</p> <p>第6条（CFD口座の開設）</p> <p>1. お客様は、次の各号に定める基準のすべてを満たす場合にのみ、CFD口座の開設申込みができるものとしてします。</p> <p>(1)～(3)（現行どおり）</p> <p>(4) 日本国内で利用可能なLINEアカウント（本条第4項および第5項の要件を満たすものに限り）をもちであること、<u>LINEアプリが利用できること</u></p> <p>(5)～(17)（現行どおり）</p> <p>2. ～6.（現行どおり）</p> <p>第7条～第8条（現行どおり）</p> <p>第9条（通知）</p> <p>1. 本サービスおよび本取引にかかるお客様への個別の通知については、原則としてお客様のLINEアカウントへのメッセージ送信による方法、またはCFDサイト等にお知らせを掲載する方法により行います。ただし、場合によっては、電話、電子メール、郵送等の手段でも通知を行うことがあります。<u>なお、お客様は、LINEアプリが利用できない場合は、当社からの連絡事項を確認できない場合があることをあらかじめ承諾するものとしてします。</u></p> <p>2. お客様は、メッセージの受信またはお知らせの掲載の有無およびその内容について、適宜確認を行うものとしてします。</p> <p>3. お客様の届け出た住所宛に、当社により郵送等になされた本サービスに関する諸通知が、転居、不在その他お客様の責めに帰すべき事由により延着し、または到着しなかった場合においては、通常到着すべきときに到着したものとみなします。</p> <p>第10条～第19条（現行どおり）</p>

<p>第20条（本サービス利用にあたっての禁止行為）  お客様は、本サービスの利用にあたり、以下の行為を行ってはならないものとします。第三者に以下の行為を行わせること、または第三者が以下の行為を行うことに協力することも同様とします。  (1)～(6)（現行どおり）</p> <p>(7)～(10)（現行どおり）</p> <p>第21条～第25条（現行どおり）</p> <p>第26条（本サービス利用の制限）  当社は、お客様の資産状況、取引状況等を勘案の上、第3条第3項に基づき当社がお客様に情報提供を求めたにもかかわらず、お客様が情報提供を十分に行わない場合等その他当社が別途定める基準により、お客様のCFD口座における取引を制限することができます。なお、お客様が満75歳となった日以降、当社は原則としてお客様の新規建注文を制限するものとします。</p> <p>（以降、現行どおり）</p>	<p>第20条（本サービス利用にあたっての禁止行為）  お客様は、本サービスの利用にあたり、以下の行為を行ってはならないものとします。第三者に以下の行為を行わせること、または第三者が以下の行為を行うことに協力することも同様とします。  (1)～(6)（現行どおり）  <u>(7) 通常の取引の合理的範囲を超える過大なアクセス、または当社の認めていない取引ツール、プログラム、ソフトウェア等の使用により、インターネットサービスのサーバやネットワークシステムに支障を与える行為、インターネットサービスの脆弱性や不具合を意図的に利用する行為、その他当社によるインターネットサービスの運営または他のお客様によるインターネットサービスの利用を妨害し、これらに支障を与える行為</u>  (8)～(11)（現行どおり）</p> <p>第21条～第25条（現行どおり）</p> <p>第26条（本サービス利用の制限）  当社は、お客様の資産状況、取引状況等を勘案の上、第3条第3項に基づき当社がお客様に情報提供を求めたにもかかわらず、お客様が情報提供を十分に行わない場合、お客様が第6条1項および第3項から第5項に定めるCFD口座の開設要件を口座開設時点で満たしていなかったことまたはその後満たさなくなったこと（ただし、口座開設後に70歳を超えたことを除きます）が判明した場合等その他当社が別途定める基準により、お客様のCFD口座における取引を制限することができるものとします。なお、お客様が満75歳となった日以降、当社はお客様の新規建の注文を制限することができるものとします。</p> <p>（以降、現行どおり）</p>
--	---

信用取引約款

※改正箇所は下線

旧	新
<p>第1条～第21条（現行どおり）</p> <p>第22条（信用取引利用の制限）</p> <p>1. ～2.（現行どおり）</p> <p>3. 当社は、お客様が満<u>80</u>歳となった日以降、<u>原則</u>として新規建の注文を制限するものとします。</p> <p>4. ～7.（現行どおり）</p> <p>（以降、現行どおり）</p>	<p>第1条～第3条（現行どおり）</p> <p>第22条（信用取引利用の制限）</p> <p>1. ～2.（現行どおり）</p> <p>3. 当社は、お客様が満<u>75</u>歳となった日以降、<u>当社</u>はお客様の新規建の注文を制限する<u>ことができる</u>ものとします。</p> <p>4. ～7.（現行どおり）</p> <p>（以降、現行どおり）</p>

旧	新
第1条～第3条（現行どおり）	第1条～第3条（現行どおり）
<p>第4条（LINE FX口座の開設）</p> <p>1. お客様は、次の各号に定める基準のすべてを満たす場合に、LINE FXを利用できる口座（以下、「FX口座」といいます）の開設を申込みすることができるものとします。</p> <p>(1)（現行どおり）</p> <p>(2) 日本国内で利用可能なLINEアカウント（本条第6項および第7項の要件を満たすものに限り）をお持ちであること</p> <p>(3)～(14)（現行どおり）</p> <p>2. ～8.（現行どおり）</p>	<p>第4条（LINE FX口座の開設）</p> <p>1. お客様は、次の各号に定める基準のすべてを満たす場合に、LINE FXを利用できる口座（以下、「FX口座」といいます）の開設を申込みすることができるものとします。</p> <p>(1)（現行どおり）</p> <p>(2) 日本国内で利用可能なLINEアカウント（本条第6項および第7項の要件を満たすものに限り）をお持ちであって、<u>LINEアプリが利用できること</u></p> <p>(3)～(14)（現行どおり）</p> <p>2. ～8.（現行どおり）</p>
第5条（現行どおり）	第5条（現行どおり）
<p>第6条（通知方法および取扱いへの承諾）</p> <p>1. LINE FXにかかるお客様への個別の連絡については、原則としてお客様のLINEアカウントへのメッセージ送信による方法、またはLINE FXサイト等にお知らせを掲載する方法により行います。ただし、場合によっては、電話、電子メール、郵送等の手段でも通知を行うことがあります。</p> <p>2. ～3.（現行どおり）</p>	<p>第6条（通知方法および取扱いへの承諾）</p> <p>1. LINE FXにかかるお客様への個別の連絡については、原則としてお客様のLINEアカウントへのメッセージ送信による方法、またはLINE FXサイト等にお知らせを掲載する方法により行います。ただし、場合によっては、電話、電子メール、郵送等の手段でも通知を行うことがあります。<u>なお、お客様は、LINEアプリが利用できない場合は、当社からの連絡事項を確認できない場合があることをあらかじめ承諾するものとします。</u></p> <p>2. ～3.（現行どおり）</p>
第6条～第9条（現行どおり）	第6条～第9条（現行どおり）
<p>第10条（LINE FXの取引にあたっての禁止行為）</p> <p>お客様は、LINE FXでのお取引等にあたり、以下の行為を行ってはならないものとします。第三者に以下の行為を行わせること、または第三者が以下の行為を行うことに協力することも同様とします</p>	<p>第10条（LINE FXの取引にあたっての禁止行為）</p> <p>お客様は、LINE FXでのお取引等にあたり、以下の行為を行ってはならないものとします。第三者に以下の行為を行わせること、または第三者が以下の行為を行うことに協力することも同様とします</p>

<p>(1)～(6) (現行どおり)</p> <p>(7)～(10) (現行どおり)</p> <p>第11条～第20条 (現行どおり)</p> <p>第21条 (LINE FX利用の制限)</p> <p>当社は、お客様の資産状況、取引状況等を勘案の上、第2条第3項に基づき当社がお客様に情報提供を求めたにもかかわらず、お客様が情報提供を十分に行わない場合等その他当社が別途定める基準により、お客様のFX口座における取引を制限することができるものとします。なお、お客様が満80歳となった日以降、<u>原則として新規建の注文を制限するもの</u>とします。</p> <p>(以降、現行どおり)</p>	<p>(1)～(6) (現行どおり)</p> <p><u>(7) 通常の取引の合理的範囲を超える過大なアクセス、または当社の認めていない取引ツール、プログラム、ソフトウェア等の使用により、インターネットサービスのサーバやネットワークシステムに支障を与える行為、インターネットサービスの脆弱性や不具合を意図的に利用する行為、その他当社によるインターネットサービスの運営または他のお客様によるインターネットサービスの利用を妨害し、これらに支障を与える行為</u></p> <p>(8)～(11) (現行どおり)</p> <p>第11条～第20条 (現行どおり)</p> <p>第21条 (LINE FX利用の制限)</p> <p>当社は、お客様の資産状況、取引状況等を勘案の上、第2条第3項に基づき当社がお客様に情報提供を求めたにもかかわらず、お客様が情報提供を十分に行わない場合、<u>お客様が第4条1項および第5項から第7項に定めるFX口座の開設要件を口座開設時点で満たしていなかったことまたはその後に満たさなくなったこと(ただし、口座開設後に70歳を超えたことを除きます)</u>が判明した場合等その他当社が別途定める基準により、お客様のFX口座における取引を制限することができるものとします。なお、お客様が満75歳となった日以降、<u>当社はお客様の新規建の注文を制限することができるもの</u>とします。</p> <p>(以降、現行どおり)</p>
--	---